

千葉市新基本計画審議会地方創生部会

第1回千葉市まち・ひと・しごと創生会議 会議資料

1	委員名簿	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	千葉市新基本計画審議会設置条例	・・・・・・・・	2
3	千葉市新基本計画審議会運営要綱（案）	・・・・	3
4	千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン ・総合戦略（骨子案）及び骨子案の概要	・・・・配布済	

平成27年7月27日
千 葉 市

1 委員名簿

氏名	所属
栗飯原 希	市民委員
大庭 正和	(株)千葉興業銀行 執行役員 営業統括部長
北村 彰英	千葉大学名誉教授 (千葉市産業振興財団理事長)
坂戸 誠一	千葉県中央企業団体中央会 相談役 (株)坂戸工作所代表取締役社長
下村 武史	(株)京葉銀行 取締役 営業渉外部長
田村 哲子	千葉商工会議所 議員 (株)ワークス代表取締役社長
辻 徳次郎	日本労働組合総連合会千葉県連合会 中央地域協議会事務局長
遠山 宏幸	(株)千葉銀行 地域情報部長
村尾 憲治	市民委員
村舘 靖之	東京大学大学院情報学環 特任講師
矢田 玲湖	千葉労働局 職業安定部長
吉開 真一郎	日本放送協会 (NHK) 千葉放送局長

(五十音順)

2 千葉市新基本計画審議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉市新基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、新基本計画に関する事項について審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 関係行政機関の職員

(4) 関係団体を代表する者

3 委員の任期は、当該委員への任命があった日から所掌事務を終えるまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長は、必要に応じて、部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(千葉市新総合ビジョン審議会設置条例の廃止)

2 千葉市新総合ビジョン審議会設置条例(平成11年千葉市条例第5号)は、廃止する。

3 千葉市新基本計画審議会運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、千葉市新基本計画審議会設置条例（平成22年条例第28号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、千葉市新基本計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（部会）

第2条 条例第6条の規定により、審議会に地方創生部会を置く。

- 2 前項の部会の所掌事務は、別表のとおりとする。
- 3 部会に属する委員は、会長の指名により定める。
- 4 地方創生部会は、呼称を千葉市まち・ひと・しごと創生会議とする。

（部会長及び副部会長）

第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、部会に属する委員の互選により定める。
- 3 副部会長は、部会長の指名により定める。
- 4 部会長は、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（報告）

第5条 部会長は部会での審議結果について、すみやかに会長に報告しなければならない。

（関係者の出席等）

第6条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは審議会又は部会に関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、総合政策局総合政策部政策企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

別表

部会名	所掌事務
地方創生部会	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="555 331 1319 465">1 千葉県まち・ひと・しごと創生推進本部が策定する「人口ビジョン」及び「総合戦略」に係る審議に関すること。 <li data-bbox="555 472 1319 564">2 前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。